

居宅介護支援 重要事項説明書

介護保険サービスセンター鶴望野

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

【電話】 0972-20-3900

【担当】 介護支援専門員 三股 寛雄

2. 介護保険サービスセンター鶴望野の概要

(1)名称等

事業所の名称	介護保険サービスセンター鶴望野
所在地	大分県佐伯市鶴岡町1丁目6-3
管理者の氏名	三股 寛雄
電話・FAX番号	電話:0972-20-3900 FAX:0972-23-2809
事業者指定番号	4470500036
通常のサービス提供実施地域	佐伯市

(2)営業日及び営業時間

月～土	8:00～17:00
休業日	日曜日、祝祭日及び年末年始12月31日～1月3日

(3)職員体制

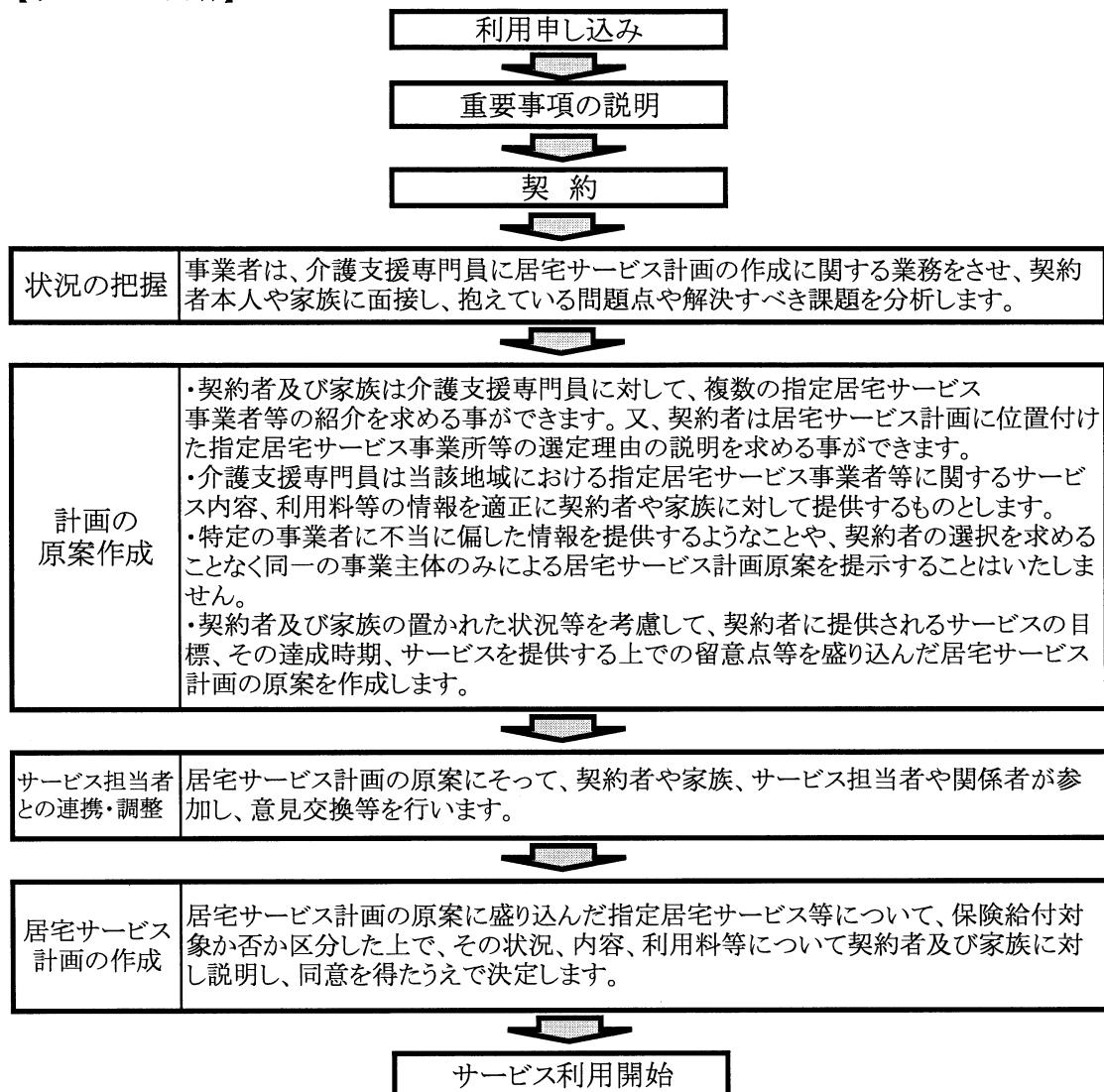
職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者(介護支援専門員兼務)	1名	—	事業所の職員及び業務管理
介護支援専門員(専従)	8名	—	居宅介護支援業務
事務員(他事業所兼務)	1名	—	

3. 事業の目的及び運営方針

目的	(運営規定 第1条) 社会医療法人長門莫記念会が開設する指定居宅介護支援事業所「介護保険サービスセンター鶴望野」が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または自治体の要請・事業所の確認に応じた要支援状態(予防支援)にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を行うことを目的とする。
運営方針	(運営規定 第2条) 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な居宅介護支援を行う。また、事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

【サービスの内容】



【居宅サービス計画作成後の便宜の供与】

- ・ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

【居宅サービス計画の変更】

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

【介護保険施設への紹介】

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

5. サービス利用料金等

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、利用者の自己負担はありません。ただし利用者の介護保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合、1カ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

(1) 利用料金

⑦ 基本料金

区分	取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
i	45件未満	10860円／月	14110円／月
ii	45件以上60件未満	5440円／月	7040円／月
iii	60件以上	3260円／月	4220円／月

※ iiについて:45件以上である場合において、60件未満の部分について算定

※ iiiについて:45件以上である場合において、60件以上の部分について算定

① 初回加算 3000円／月

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に、居宅サービス計画を作成する場合
- ・要介護状態区分が二区分以上変更して、居宅サービス計画を作成する場合

② 特定事業所加算(I) 5190円／月 (II)の要件に加えて (1と●の内容に該当)

- 1、常勤のかつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること
- 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること

特定事業所加算(II) 4210円／月 (III)の要件に加えて (2が以下の内容に該当)

- 2、常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること

- 9、介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること

特定事業所加算(III) 3230円／月

- 1、常勤の主任介護支援専門員を配置していること
- 2、常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること
- 3、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
- 4、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- 5、当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- 6、地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること
- 7、家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
- 8、居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- 9、介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件未満であること
- 10、介護支援専門員実務研修科目等に協力又は協力体制を確保していること
- 11、他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等を実施していること
- 12、必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

④ 入院時情報連携加算(I) 2500円／月

- ・利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

⑤ 入院時情報連携加算(II) 2000円／月

- ・利用者が入院した日の翌日、又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

⑥ 退院・退所加算

- ・病院や診療所に入院又は施設等に入所していた者が退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、当該病院等の職員と面談し利用者に関する必要な情報の提供を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

- ・入院又は入所期間中、一回のみ算定可能

① 退院・退所加算 (I)イ・ロ イ:4500円／月 ロ:6000円／月

病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合。(I)ロについてはその方法がカンファレンスである場合

② 退院・退所加算 (II)イ 6000円／月

病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合

③退院・退所加算（II）7500円／月

病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合で、うち1回以上がカンファレンスによる場合

④退院・退所加算（III）9000円／月

病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合で、うち1回以上がカンファレンスによる場合

⑤ 通院時情報連携加算 500円／月

- ・医師又は歯科医師の診察を受ける時に同席し利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報交換を行い居宅サービス計画等に記録した場合

⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2000円／月

- ・病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共にカンファレンスを行った場合

⑦ ターミナルケアマネジメント加算 4000円／月

- ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している
- ・利用者又は家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施した場合
- ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

- ・所定単位数の95%を算定

(2) 交通費

通常のサービス提供地域にお住いの方は無料です。

提供地域以外の方は交通費をお支払いいただくことがあります。

(3) 解約料

ご契約者は契約を解約をすることができ、解約料はいただけません。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変したり事故が発生した際は、主治医又は医療機関に適切に連絡を取り、必要な措置を講じます。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者やご家族へ連絡いたします。

8. 緊急時の対応について

24時間連絡可能な体制を整えています。

① 月～土 8:00～17:00	0972-20-3900
② 月～土 17:00～翌8:00及び(日)	0972-20-3900 ※定期巡回のオペレーターが対応します

- ・①については、担当者が不在の場合でも他の介護支援専門員が対応し、担当者に連絡を取ります。また、緊急の場合では、他の介護支援専門員が必要な対応を行います。

- ・②については、当事業所の管理者あるいは担当者へ連絡を行い、必要な対応を行います。

9. 秘密の保持

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の従事者は、サービスを提供する上で知り得たご契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- (2) 事業者は、利用者やその家族の同意を得ない限り、居宅サービスに関する連絡調整を行うサービス担当者会議等において、ご契約者やその家族の個人情報を用いません。

10. 苦情の受付

(1)当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を賜ります。

○苦情受付窓口(担当者)：管理者 三股 寛雄 電話 0972-20-3900

(2)その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び大分県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

○佐伯市高齢者福祉課介護保険係 電話 0972-22-3117

○大分県国民健康保険団体連合会 電話 097-534-8475

11. 虐待の防止について

(1)事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(ア)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(イ)虐待の防止のための指針を整備しています。

(ウ)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

(エ)虐待防止のための措置に関する責任者を選定しています。

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

12. 主治の医師及び医療機関との連絡

事業者は利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的に主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせて頂きます。

この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

(1)医療機関へ通院、入院の際に担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、持参する医療保険証またはお薬手帳と同様に、当事業所の担当介護支援専門員の名刺も持参して頂き、ご本人またはご家族からも、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。

13. 相談支援事業所との連携

これまで障害福祉サービスを利用してきた方が、介護保険サービスを利用する場合等に利用者の状態やサービスの活用状況等について情報共有を図るなど、相談支援においては、専門員との密接な連携に努めます。

14. ハラスメント対策

(1)事業所は、職場におけるハラスメントを防止するための方針を明確にして、必要な措置を講じて職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2)利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15. 重要事項説明書の保存期間

契約終了後5年間保存させて頂きます。